平成２０年（フ）第２７７号
広島県竹原市吉名町98番地の３
破産者　株式会社プラス
１　決定年月日　平成22年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第３０号
島根県江津市敬川町2378番地９
破産者　亡桐田朝友相続財産
１　決定年月日　平成22年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第５８号
静岡市駿河区用宗３丁目４番８号
破産者　株式会社タスク
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８１号
福島県大沼郡会津美里町松沢字向山2194番地
破産者　有限会社松沢荘
１　決定年月日　平成22年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成１９年（フ）第２２７７５号
東京都港区南青山３丁目５番１号
破産者　株式会社ザウスコミュニケーションズ
１　決定年月日　平成22年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９７１号
東京都台東区下谷２丁目13―16　高梨荘202、開始決定時の住所東京都台東区竜泉１丁目13―２
破産者　久保田清隆
１　決定年月日　平成22年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１０号
東京都福生市南田園２丁目16番地12
破産者　有限会社トップス
１　決定年月日　平成22年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１１号
埼玉県入間市牛沢町７―７、開始決定時の住所東京都青梅市河辺町６丁目19―５―501
破産者　梅澤　浩樹
１　決定年月日　平成22年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２号
埼玉県入間市牛沢町７―７
破産者　梅澤ケイ子
１　決定年月日　平成22年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０９号
神戸市中央区南本町通２丁目２番15号岩谷ビル２Ｆ
破産者　有限会社浦川運送店
１　決定年月日　平成22年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５４７号
神戸市兵庫区大開通５丁目１番15号
破産者　有限会社幹興産
１　決定年月日　平成22年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７号
岡山市南区福富西３丁目３番28号
破産者　杼山　輝治
１　決定年月日　平成22年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８号
岡山市南区福富西３丁目３番28号
破産者　杼山　幹雄
１　決定年月日　平成22年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４１０７号
札幌市西区西野９条４丁目６番34号
破産者　丸吉落合商事株式会社
１　決定年月日　平成22年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２９６号
札幌市西区福井５丁目18番１号
破産者　有限会社インテリア・プロカメイ
１　決定年月日　平成22年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５号
仙台市宮城野区蟹沢３番11号
破産者　有限会社丸由建築設計事務所
１　決定年月日　平成22年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２２７号
神奈川県川崎市高津区下作延984番地
破産者　万誠電機株式会社
１　決定年月日　平成22年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２４３号
川崎市川崎区鋼管通３丁目７番３号
破産者　有限会社Ｔ．Ｋ工業
１　決定年月日　平成22年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第８７号
新潟県上越市木田２丁目４番５号　チャイムピア105号室、住民票上の住所新潟県加茂市大字狭口甲1374番
破産者　番場　　卓
１　決定年月日　平成22年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第１７５号
岐阜県各務原市川島小網町2106番地
破産者　苅谷たつゑ
１　決定年月日　平成22年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５５２号
岐阜市加野６丁目21番８号
破産者　有限会社駕谷工業
１　決定年月日　平成22年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１４６号
静岡県浜松市東区常光町106番地
破産者　ＩＦＣ株式会社
１　決定年月日　平成22年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係